

令和4年4月から健康診断助成を拡充して、事業所の「健康経営」を応援しています！

①事業所への助成

事業所が全額負担した 法定定期健康診断・人間ドック 費用に対して助成します

- 対象 (事業所へ助成)
 - ・従業員（会員）が受診した法定定期健康診断（一般健診・A・B健診・生活習慣病予防健診）の費用を全額負担した事業所
 - ・従業員（会員）が受診した人間ドックの費用を全額負担した事業所
 - ・受診日および申請日においてサービスセンター在籍の事業所とその会員

- 対象期間
 - ・いずれも令和4年4月1日から令和5年1月末日受診分まで

●申請から助成までの流れ

- ・全員の健診が終了し、健診施設から受診料金の請求書が届いたら
 - ①「健康診断・人間ドック助成金申請書」＜様式1＞（ガイドブックP32参照）
 - *11名以上の場合は「健康診断・人間ドック受診者名簿（続紙）」＜様式2＞（ガイドブックP33参照）
 - ②健診施設発行の事業所宛て「請求書」と「請求対象者名簿」（どちらもコピー可）
 以上をセンターに郵送または持参で提出してください。

後日、助成金を事業所の会費振替口座へ振込みします。

*全員の受診完了まで長期にわたる場合は、分割して申請することもできます。

●助成額

健診項目	助成額（会員一人につき）	
	一般会員事業所	※認定・登録事業所
法定定期健康診断	1,000円	1,500円
人間ドック	2,000円	3,000円

※「健康経営優良法人」に認定または「にいがた健康経営推進企業」に登録の事業所については助成額を増額します。

●申請期限

令和5年2月28日

●その他

- ・2月以降受診者分は、4月に入ってから申請してください。
- ・国の「健康経営優良法人」、新潟県の「にいがた健康経営推進企業」に認定・登録済事業所は申請時に「認定証」「登録証」（写）を添付してください。

②会員個人への助成（助成額を増額）

自己負担で受けたオプションガン検診や市町村実施の人間ドック・各種検診費用に対して助成します

●対象 (会員へ助成)

- ・市町村実施の各種検診（国保人間ドックを含む）
- ・自己負担で受けたオプションのガン検診（脳ドックを含む）
- ・全額自己負担または一部事業所負担で受けた人間ドック
 - *「一部事業所等負担あり」の場合は、自己負担額のわかる書類を添付
- ・いずれも令和4年4月受診分から

●個人申請の対象外となるもの

- ・法定定期健康診断（一般健診・A・B健診、生活習慣病予防健診）
- ・保険適用の検査（胃カメラなど）

●申請

年度内に受けるすべての検診終了後、センターの「利用申込書」に 検診施設発行の会員名宛ての領収書（原本）を添えてセンターに郵便または持参で提出してください。

●助成額

各種検診 自己負担額	助成額
1,000円～2,500円未満	600円
2,500円～5,000円未満	1,500円
5,000円以上（脳ドック含む）	3,000円
人間ドック（1万円～2万円未満）	5,000円
人間ドック（2万円以上）	8,000円

会員個人口座への振込をご希望の方は、ガイドブックP38の「口座振込専用申込書」に記入して郵送してください。
*口座情報の誤記にご注意ください

●申請期限

- ・窓口受取り：令和5年3月31日（支払準備の都合上、お越しいただく日を事前連絡をお願いします）
- ・口座振込み：令和5年3月15日必着

「③健診結果による精密検査受診料の助成」についてはガイドブックP5をご覧ください。

「事業所定期健康診断助成」についてよくあるご質問

- Q. 職種により年に2回健診を受ける社員がありますが2回とも申請できますか。
A. 申請は、一会員年度内1回とさせていただきます。
- Q. 業界の組合からの助成がある場合も、センターの助成対象になりますか。
A. 健診機関へ健診費用を全額事業所負担で支払いするのであれば、助成対象です。支払い後の他団体からの助成の有無については問いません。
- Q. 当社は会員数が多いので申請書の記載が大変です。何か良い方法はありませんか。
A. センターのホームページに、「健康診断・人間ドック助成金申請書」と「健康診断・人間ドック受診者名簿（続紙）」のexcelデータを掲載しましたのでご利用ください。
- Q. 当社は人間ドック費用の一部を事業所負担していますが、センターの助成対象になりますか。
A. 「②会員個人への助成」の対象となります。申請の際は会員名宛ての領収書の他に会員名と自己負担額のわかる書類を必ず添付してください。